

① 港の立入制限区域について

石狩湾新港では、下図に示す区域を立入制限区域としています。立入制限区域は、フェンス等で囲い、出入口となるゲートには警備員を配置（ゲート開放中）、もしくは看板を設置し「関係者以外立入禁止」である旨を明示していますので、誤って進入しないようご注意ください。



「赤色で表示している区域」

石狩湾新港は、外国と日本を結ぶ重要な港で、テロ等の危険も考えられるため、保安上の観点から、SOLAS 条約による国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に則り、関係者以外の立ち入りを禁止しています。また、港湾荷役を行う場所への立ち入りは、荷役車両の往来などにより危険を伴うことから、関係者以外の立ち入りを禁止しています。

「紫色で表示している区域」

防波堤・防砂堤は、外海に近く、大きな波が押し寄せる可能性が高いため、非常に危険です。
消波ブロックも含め立ち入りを禁止しています。

「青色で表示している区域」

SOLAS 条約による国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に則り、関係船舶以外が水域へ立ち入ることを禁止しています。

「オレンジ色で表示している区域」

他者所有地となっているため、所有者の許可なく立ち入りはできません。

※上図に他者所有地を全て表示しているわけではありませんのでご注意ください。

「緑色で表示している区域」

一般に開放されている施設です。マナーを守って安全にご利用ください。

【なぜ立ち入りを制限しているの？】

石狩湾新港では、これまでに立入制限区域において、釣り人の転落死亡事故や遊泳中の死亡事故が発生しています。

関係者以外立入禁止としている防波堤や護岸などの施設は、港湾施設の保全のために設置されたもので、一般の方の立ち入りを想定した構造にはなっていません。天候の急変等により高波が発生する危険性があるとともに、防波堤や護岸から海面に転落した場合は、不慮の事故に繋がる可能性があります。

また、同様に関係者以外立入禁止としている区域は、港湾物流のための施設であり、港湾荷役作業が頻繁に行われています。このため、一般の方の立ち入りは、作業の支障となる可能性があるとともに、荷役車両との接触事故などを招く危険性もあります。港湾を利用している企業等からも、荷役作業時の安全確保に対する不安の声が上がっています。

これらのことから、立入禁止の表示等で明示し、注意喚起を行ってきたところですが、立入禁止措置は、皆様の安全を確保するためでもあることから、立入禁止区域への立ち入りは行わないようにしてください。

【立入制限区域外の施設利用（釣りなどのレジャー）について】

立ち入りを制限していない施設については、海面に近いことから、転落の可能性等を考慮し、安全に十分配慮してください。また、周辺の道路への路上駐車により、港湾利用者からの苦情が多く寄せられています。マナーを守った施設の利用をお願いします。

石狩湾新港は港湾物流のための施設であり、釣りや水上バイク等のレジャーを楽しむために造られた施設ではないことを十分ご理解いただいた上で、立入制限区域には立ち入らないこと、ボート等で航路・泊地に進入しないこと、港湾利用企業等の経済活動を妨げないこと、バーベキュー やたき火・花火、タバコのポイ捨て等の火の使用を行わないこと、ゴミは持ち帰るといった最低限のルール・マナーを守っていただき、安全に利用してください。

※ただし、港湾荷役や工事が行われている場合は、立入禁止となります。

～Q & A～

Q：釣りはどこですることができますか？

A：石狩湾新港では釣り用として開放している施設はありませんが、樽川プロムナード、中央西海浜、花畔ふ頭駐車場は一般に開放されている施設です。いずれの施設を利用する場合も、転落防止などの安全に配慮し、バーベキュー やたき火・花火、タバコのポイ捨て等の火の使用を行わないことや、ゴミ等は持ち帰ること、及び路上駐車をしないなどのマナーを守って利用してください。

Q：立入禁止区域に立ち入った場合は、処罰されますか？

A：立入禁止区域への立ち入りについては、軽犯罪法違反で検挙されます。転落死亡事故も発生していることから、安全確保のため、警察等と連携し対応しています。

<諸注意>

- ・港湾施設は、釣りや水上バイク等のレジャーを目的とした施設ではないため、十分な安全設備が整っていません。十分ご注意ください。
- ・各ふ頭ゲート周辺の駐車はもちろん、周辺道路等への路上駐車も港湾利用者の活動に支障となることから、これを禁止します。

(ゲートの一例)



※ゲート開放中であっても関係者以外の立ち入りは禁止です



(立入禁止看板、安全対策看板の例)

